

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び現地測量）
- 二 測量の地域 北葛城郡広陵町大字南郷
- 三 測量の期間 令和四年七月二十六日から同年十月三十一日まで